

年金トピック (特別号)

2025 年 10 月 3 日
団体年金事業部

ざっくり理解する年金財政・企業会計シリーズ(第6回) ～ 下限予定利率 ～

本年金通信では、確定給付企業年金を担当している方や新たに担当する方に財政運営や周辺の会計知識について、全体像をざっくりと理解してもらうことを目的としています。

別途発信している「[企業年金の財政運営の基礎知識](#)」では詳細な説明がありますが、本年金通信はその導入となる読み物の位置付けですので、ぜひ事前にご一読ください。

第6回は、「下限予定利率」です。最近の金利上昇を背景に下限予定利率が上昇し始めていることを踏まえ、改めて下限予定利率について、ざっくり理解していただくために本テーマを取り上げます。

本シリーズが、企業年金の理解の一助になれば幸いです。

■「企業年金の財政運営の基礎知識」のリニューアルについて

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1743>

こちらの年金トピックに収録テーマとリンクを掲載しております。

■ざっくり理解する年金財政・企業会計シリーズ

第1回 確定給付企業年金の財政運営とは

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1837>

第2回 退職給付会計の概要

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1858>

第3回 確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)のちがい

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1914>

第4回 予定利率の変更がDB財政・退職給付会計に与える影響

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1973>

第5回 他制度掛金相当額

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2004>

ざっくり理解する年金財政・企業会計シリーズ(第6回)

～ 下限予定利率 ～

1. はじめに

下限予定利率とは、財政運営で用いることができる予定利率の下限のことです。予定利率は、法令上「積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。」と定められており、この「国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率」が下限予定利率となります。

参照: 財政運営の基礎知識「テーマ5」

2. 背景と目的

将来の給付額があらかじめ定められている DB 制度では、将来の運用目標である予定利率を定め、この予定利率に基づいて拠出する掛金を決定します。将来の給付の財源は掛金と運用収益の 2 つですので、予定利率と掛金には以下の関係が成り立っています。

- 運用収益を多く見込む → 予定利率を高く設定 → 掛金が小さくなる
- 運用収益を少なく見込む → 予定利率を低く設定 → 掛金が大きくなる

予定利率を過度に低く設定すると、掛金が過大となり、税務上の過大損金算入につながる可能性があります。また、過度に保守的な財政運営になるとも言えます。このような事態を防ぐために、「これより低い予定利率は設定してはいけません」という下限が設けられています。これは、積立上限額の算定基準^{※1}にも用いられています。

また、下限予定利率は、単に掛金算定の下限値としてだけでなく、給付利率(年金支給期間中の付利利率)の設定基準の役割も担っています。

3. 下限予定利率の決め方と最近の推移

下限予定利率は、長期金利の指標である 10 年国債の応募者利回りをもとに定められます。具体的には、「直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均」と「直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均」のいずれか低い率をもとに、毎年度^{※2}、厚生労働大臣によって告示されます。なお、10 年国債が用いられる理由としては、国が発行する債券であり安全性が高いこと、流通量が多く売買も活発であることなどが考えられます。

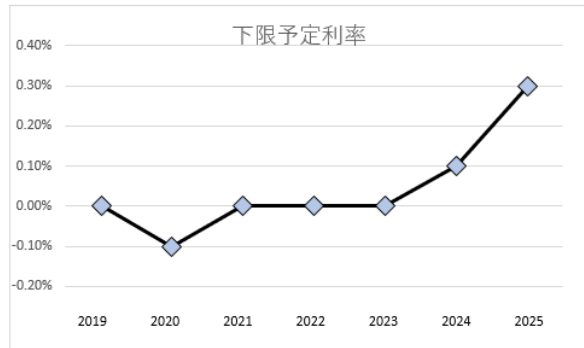
^{※1} 積立上限額については、4 ページにて説明しています。

^{※2} 例年おおよそ 3 月頃に告示され、その年の 4 月 1 日から適用されます。

最近(過去7年)の下限予定利率は以下の通りです。2019～2023年度まで0.0%以下で推移していましたが、10年国債の金利上昇を受けて2024年度から上昇に転じています。

<直近7年間の下限予定利率の推移>

年度	下限予定利率
2019	0.0%
2020	▲0.1%
2021	0.0%
2022	0.0%
2023	0.0%
2024	0.1%
2025	0.3%



4. 下限予定利率が上昇する局面での留意事項

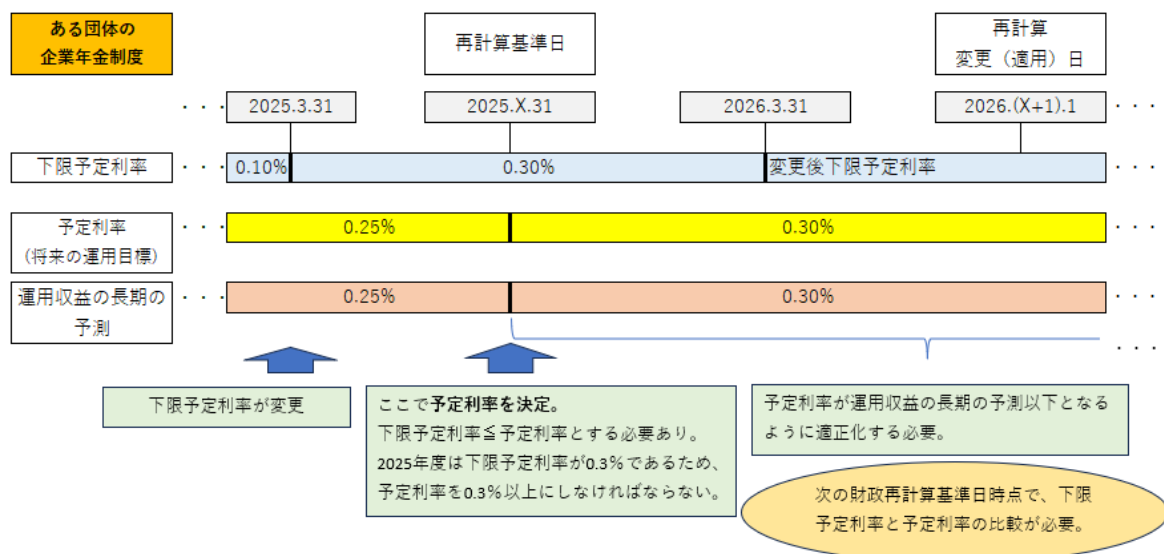
(1) 財政再計算での予定利率の設定

予定利率は、計算基準日時点の下限予定利率以上とする必要があります。このため、現在の予定利率が下限予定利率を下回っている場合、次の財政再計算等で予定利率の引き上げが必要となります。

一方で、予定利率は冒頭で見たように「積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められる」必要があります。予定利率は積立金の運用収益の長期の予測以下で設定する必要があるということです。予定利率を引き上げる場合には、この点にも留意する必要があります。積立金の運用収益が予定利率を下回る状態が続くと、DBの財政状態が不安定になるためです。

これらを踏まえて、予定利率の決定のステップについてみていきましょう。

<予定利率決定のステップ>



この場合では、再計算基準日にて予定利率(0.25%)が下限予定利率(0.3%)を下回っているため、予定利率を0.3%に引き上げています。加えて、これにより予定利率が積立金の運用収益の長期の予測を上回ってしまったため、積立金の運用収益の長期の予測を0.3%に引き上げました。

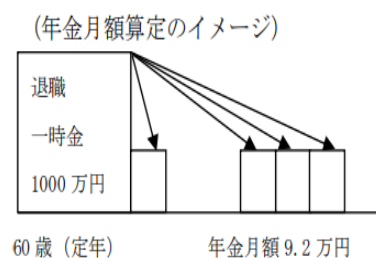
(2) 給付利率(年金支給期間中の付利率)の設定

DB 制度では、一般に年金の代わりに選択一時金を選択することを可能としていますが、基本的にこの選択一時金の額が下限予定利率で評価した年金の現価相当額を上回らないようにする必要があります。この要件があることから、給付利率(年金支給期間中の付利率)は下限予定利率以上で設定する必要があります。

従って、現在使用している給付利率が下限予定利率を下回っている場合は、給付利率を引き上げる必要があります。この場合、給付設計に関する規約変更を実施することとなるため、これに伴う掛金への影響、行政への届出・申請や従業員への説明等にも留意が必要です。

<補足:給付利率について>

一時金を原資に年金額を算定するときに用いる割引率を給付利率といいます。例えば、一時金を1,000万円、給付利率を2.0%、支給期間を10年とすると、年金額は $1,000 \text{万円} \div 108.95522$ (年金現価率) $\div 9.2 \text{万円}$ 、と計算されます。逆に、年金受給開始時に選択一時金を取得する場合、選択一時金額は $9.2 \text{万円} \times 108.95522 = 1,000 \text{万円}$ と計算されます。



参照: 財政運営の基礎知識「テーマ7」

(3) 他制度掛金相当額^{※3}への影響

予定利率の引き上げは、他制度掛金相当額の減少要因となります。また、給付利率の引き上げは、他制度掛金相当額の増加要因となります。加えて、給付利率の引き上げに伴い他制度掛金相当額の経過措置が外れることも考えられます。結果として、DC 掛金の拠出限度額に影響を与える可能性があるため、他制度掛金相当額への影響把握は重要なポイントとなります。

(4) 積立上限額への影響

DB 制度では、年金資産が一定額以上となると掛金の過大な損金算入を防ぐことを目的として、掛金停止が行われますが、掛金停止の基準となる金額(積立上限額)を計算するための予定利率が下限予定利率とされています。下限予定利率が上昇すると、積立上限の財政検証に抵触しやすくなるといえます。

^{※3} 他制度掛金相当額の詳細については、ざっくり理解する年金財政・企業会計シリーズ第5回をご参照ください。

5. まとめ

これまでみてきたように、下限予定利率の上昇に伴う影響は多岐にわたることが想定されます。例えば、次のような事項に当てはまるお客さまは十分なお留意が必要です。

- 予定利率を下限予定利率の付近で設定している
- 給付利率を下限予定利率の付近で設定している
- 積立上限に抵触している、または抵触しそうである

必要に応じ、早い段階での情報収集・受託機関への相談・検討の必要性があるといえるでしょう。